

平成31年度県予算編成 並びに施策に関する要望書

平成30年11月6日

宮城県町村会

平成31年度県予算編成並びに 施策に関する要望事項

目 次

1	東日本大震災に関する復旧・復興対策について	1
2	町村財政基盤の強化について	5
3	道州制に対する町村の意見反映について	7
4	地方創生の推進について	8
5	みやぎ発展税及び企業立地促進税制について	9
6	水素社会の促進について	10
7	総合補助事業メニューの拡大並びに継続について	11
8	総合防災対策事業の整備促進について	13
9	警察機能の増強について	15
10	消防の広域化について	16
11	地方バス路線の運行維持対策の充実強化について	17
12	情報化施策の推進について	18
13	年金支払額の過年度課税の取扱いについて	19
14	(仮称) 東北放射光施設の整備について	20
15	旧鉱物採掘区域災害対策への支援強化について	21
16	河川・海岸等の整備促進について	22
17	道路整備事業の促進について	25
18	宮城県総合運動公園(グランディ21)周辺の総合交通対策について	31
19	市町村の都市計画の決定・変更に係る協議ルールにおける 留意事項の策定について	32
20	農業対策の充実強化について	33
21	森林・林業対策の推進について	37
22	水産業対策の充実について	40
23	野生鳥獣被害対策の拡充について	42

24	松島湾リフレッシュ事業の継続的事業化と早期完成について	44
25	広域観光の充実に向けての支援について	45
26	仙台北部中核都市建設の促進について	47
27	企業誘致と新産業創出の促進について	48
28	中小企業の支援について	49
29	廃棄物処理対策への支援について	50
30	住民の安全・安心な生活環境の確保について	51
31	合併処理浄化槽設置推進事業について	52
32	国民健康保険の安定的運営について	53
33	地域の保健医療について	54
34	社会福祉対策について	58
35	子育て支援対策の充実強化について	61
36	学校教育環境等の充実について	64
37	文化財保護法「特別名勝松島」に係る区域指定の見直し等について	68

1 東日本大震災に関する復旧・復興対策について

東日本大震災からの復興の進展に伴い、新たな行政需要が生じ、解決すべき課題は山積している状況にある。

については、真の復興を果たすために、次に掲げる事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

1 復旧・復興対策について

(1) 復旧・復興事業が迅速かつ着実に行えるよう、復興が完了するまでの間、事務費も含め必要な財源を確保するよう国に働きかけること。

(2) 沿岸自治体においては、市街地等の地盤及び道路、交通面の整備が進んでいるが、観光振興にかかる施設等の整備はこれからである。

については、これら施設等の整備の加速化が図られるよう「沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業」を継続すること。

(3) 防災集団移転促進事業における移転促進区域内の被災宅地買取りについて、買取りを済ませた宅地における草刈りなどの維持費に対する財政支援を行うこと。

(4) 被災地の早急な復興・再生を果たすためには、復興財源とともに膨大な事務・事業を支えるマンパワー（職員）が必要である。

派遣職員の確保に当たっては、既存のスキームによる確保以外にも被災自治体では独自に要請活動を行うなど、努力しているが、小規模自治体の個別要請には限界がある。また、派遣元自治体からの職員派遣は年々厳しくなっており、これから復興事業が佳境を迎える局面にあつて、派遣職員の確保は共通課題である。

については、派遣職員の確保対策を継続するとともに、そのための人件費についても継続的に確保を図ること。

(5) 復興交付金市街地復興効果促進事業及び漁業集落復興効果促進事業について、復興の進展及び基幹事業の効果向上のため、自治体の判断により沿岸地域

の土地利用促進に資する事業に充当できるようにするなど、より柔軟な制度となるよう国に働きかけること。

- (6) 流出した消波ブロック及び大量の瓦礫は概ね撤去されたが、小さな瓦礫により、漁具が破損するなど漁の阻害要因となっていることから撤去作業を継続し、安全・安心な漁の実施に向けて万全を期すこと。

また、瓦礫が存在する漁場内における漁業の生産性向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入や試験的操業によって生じる漁業コストに対しての支援対策を強化すること。

- (7) 仮設住宅の使用期間延長と共に、狭隘な生活環境、経年による仮設住宅の老朽化等は、入居者の精神面に大きな影響を及ぼすことから、仮設住宅等の維持管理は引き続き重要であるので、「応急仮設住宅共同施設維持管理補助金」を継続すること。

- (8) 避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転等に伴い、被災者の心身のケア、コミュニティ形成や生きがいづくりに対する支援は引き続き重要であるので、「宮城県被災者支援総合交付金」を継続すること。

- (9) 沿岸町では、復興まちづくりが進んでおり、被災駐在所については一体的な整備が必要である。また、復興が進むにつれ住環境が著しく変化していることから早期に駐在所の再建を行うこと。

特に、山元町のつばめの杜地区は、教育施設や商業施設、駅等が整備され、児童生徒、通勤・通学者等の安全・防犯対策が急務であることから、同地区内への山下駅前駐在所の早期再建を前提とした整備に取り組むこと。

- (10) 平成31年度末までに再開とされている、JR常磐線全線の早期運転再開を実現するとともに運転再開後における利用者の利便性の確保を講じるよう国に働きかけること。

- (11) 震災遺構は、被災自治体の財産としてではなく、震災を後世に伝える国家的財産として捉えるべきものであることから、維持管理に係る経費について財政支援を講じるよう国に働きかけること。

- (12) 被災した歴史博物館等の再興を図るため、被災ミュージアム再興事業について、再度補助対象を拡充し、継続するよう国に働きかけること。

- (13) ほ場整備事業において沿岸被災地域の土地利用整序化を進めているが、事業への同意を得られない相当数の非農用地が点在していることから、一体的な土地利用による復旧・復興が進まない状況にある。

については、土地利用整序化のための制度創設や、国・県による実施スキームの構築等も含めた、新たな支援方策の検討及び関係機関への働きかけを行うこと。

- (14) プレハブ応急仮設住宅の補修については、共同施設維持管理等補助金の交付基準額を超えた場合交付を受けられない経費等があることから、災害救助法の救助費に、仮設住宅の住戸修繕費を対象として加えること。

また、プレハブ応急仮設住宅の解体等については、遅れが生じることが想定されることから、弾力的な運用を行うよう国に働きかけること。

- (15) 復旧・復興車両の通行に伴う管理道路の損傷は、震災に起因する二次的な被害であり、補修に関しては復興交付金の基幹事業と関連があることなどの要件を満たせば対象となるが、内陸市町村の土取場周辺道路は対象となっていない。

また、県の回答では社会資本整備総合交付金の活用とあるが、舗装補修工事は要件によって公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化対象事業）の対象となることから、道路管理者が復興交付金や社会資本整備総合交付金を活用して補修できるよう、制度の改正を国に働きかけること。

- (16) 復旧・復興事業にかかる採石（土取り）について、住民から運搬車両の走行騒音や振動など関連被害の苦情が多く寄せられており、隣県へ搬出する例も見受けられるなど、住民の理解が得られにくい状況となっている。

については、住民の生活を守るため、採石業者への指導を徹底し、万全の注意を払うこと。

また、違反等については厳格に対処すること。

2 原子力対策について

(1) 安全確保

- ① 東京電力福島第一原子力発電所事故の検証を確実にを行い、安全上反映すべき事項については、国内原子力施設に反映し安全確保に万全を期すよう国に

働きかけること。

- ② 運転中止中の原子力発電所の再稼働について、立地周辺市町村が意見を述べるができる協議の場を設けること。
- (2) 指定廃棄物最終処分場については、国が直轄事業として市町村や住民の理解の基に、県外集約への見直しの可能性も含め、建設を進めるよう働きかけること。
- (3) 風評被害は、農林水産物の価格低下や観光客の減少、検査費用の負担等、幅広い分野で深刻な影響を及ぼしている。

本県は福島県に隣接しており、一部の地域では福島県と同等の空間線量であることから、福島県と同様に、確実な賠償が受けられるよう国等へ強力に働きかけること。

2 町村財政基盤の強化について

現在、政府においては、財政健全化目標を含めて歳出削減議論を進めているが、地方創生に本格的に取り組んでいこうとしている町村の財政基盤を揺るがし意欲を削ぐようなことがあってはならない。

町村が自主性・主体性を発揮し、地方創生を着実に進めていくためには、税源配分のあり方の見直しと偏在制の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税総額の確保など、地方の自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の強化が不可欠である。

については、町村財政基盤の強化に向けて次の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

1 次の事項について、積極的に国に働きかけること。

(1) 税財源の移譲が完了するまでの間、また、震災に伴う行政需要に対応する間、町村が安定した行財政運営を行うことができるよう、地方税・地方交付税等地方一般財源を確保するなど、的確な財政措置を講じること。

特に地方交付税は地方固有の財源であることを制度上明確にするため、名称を「地方共有税」に改め、国の一般会計を通さずに特別会計に繰り入れるなど、制度の充実を図ること。

さらに、震災からの復旧・復興の推進に伴い、町村の将来負担増加が見込まれるため、臨時財政対策債に依存しない制度設計を図ること。

(2) 地方交付税が本来有する財源調整機能及び財源保障機能を堅持するとともに、町村が安定した財政運営ができるよう地方交付税所要額を確保し、地方超過負担の解消を図ること。

また、地方への財政負担を転嫁するような措置を講じないこと。

(3) 地方分権をより実効あるものとするため、国と地方の役割を見直した上で、税財源の移譲を積極的に行い、地方税財源の拡充を図ること。

(4) 震災からの復旧・復興に向けて工事が行われているが、主要資材や労務費等

の価格上昇が続いており、今後も長期にわたりこの傾向が続くものと予想され、町村財政を圧迫するおそれがある。

については、負担軽減のための国庫負担制度を確立し、被災地以外の町村との財政格差を最小限にとどめること。

また、町村が計画的に進める施設整備に遅れが生じないように被災地に対する各種施設整備交付金の建設単価の見直し期間を短縮すること。

- (5) 復旧・復興に係る住宅の修繕や購入に係るトラブルの他、新たな手口の悪徳商法等への対応の相談体制の強化と啓発及び消費者教育の拡充を図るため、「市町村消費者行政推進事業補助金」を拡充するなど財政支援を継続すること。
- (6) 震災減収対策企業債に対する地方交付税の拡充など、公債費負担対策等による経営回復に資する財政支援を講じること。
- (7) 国の「社会資本整備総合交付金」及び「防災安全交付金」は、国土強靱化に向けた防災・減災対策やインフラの老朽化に対応するため防災安全交付金に予算が重点配分されているが、道路等の基幹的インフラ整備も必要なことから、要望事業費予算の全額を確保すること。
- (8) 地上デジタル放送受信設備等の維持管理に対する支援
 - ① 共聴組合に対する難視対策については、共聴組合員の高齢化及び減少に伴い、施設の維持管理や更新費用などの不安を訴える地域が多くなってきていることから、これらの財政措置を講じること。
 - ② 維持管理費の多くを占める電柱共架料、N T T柱添架料について、共聴組合員の高齢化及び減少に伴い、大きな負担となってきたことから、料金の免除や軽減措置を講じること。

2 地方税滞納整理支援の継続について

地方税の収入未済額（滞納額）の圧縮は、解決しなければならない緊急の課題となっているが、今年度からは県が国民健康保険の財政運営責任主体となっていることから、国民健康保険税の滞納整理についても、町村の支援を推進すること。

3 道州制に対する町村の意見反映について

「道州制の導入」については、現在政府をはじめとして様々な議論がなされているが、本会は、市町村の強制合併につながる道州制には、断固反対するものであり、全国町村会とともに、政府・与党に対し要請してきたところである。

本来、道州制の議論は、主権者たる国民の意思を反映した上で行うべきであり、住民不在の議論はこれ以上行わないよう、国に働きかけること。

また、県における道州制の検討に当たっては、市町村からの意見が十分反映されるよう、意見聴取の場の設定を図るとともに、小規模町村に不利益となるような提言は断じて行わないこと。

4 地方創生の推進について

人口減少を克服し、地方創生を実現するためには、長期的視点に立った施策の推進が必要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 地方創生事業を着実に推進できるよう、その財源については、全額措置するなど、安定した財源を確保するとともに、その用途については、各自治体の裁量に委ねた自由度の高い制度になるよう国に働きかけること。
- 2 平成32年度以降の次期総合戦略の策定支援及び財源の確保について国に働きかけること。
- 3 首都圏等からの移住・定住施策については、市町村と連携し、首都圏で県主催のセミナーや相談会を開催するなど、各市町村の移住施策や地域特性を十分に理解したマッチングとなるよう支援すること。

5 みやぎ発展税及び企業立地促進税制について

みやぎ発展税及び企業立地促進税制の活用にあたっては、県全体の地域産業振興や地域経済の活性化につながり、沿岸部、内陸部とも偏りなく事業効果が及ぶよう配慮するとともに、震災からの復興に向けた取り組みを推進すること。

6 水素社会の促進について

現在主流となっている水素の製造方法は化石燃料を改質するものであり、水素社会の本来の目的である二酸化炭素の削減効果は小さい。

そのため、真の水素社会を実現するには、再生可能エネルギー由来の水素の製造が必要であることから、次の事項について積極的に国に働きかけるよう強く要望する。

- 1 再生可能エネルギー由来の水素製造技術の開発を促進すること。
- 2 燃料電池自動車の普及のため、大都市圏以外への水素ステーションの設置を促進するとともに、燃料電池自動車購入の補助率を引き上げること。

7 総合補助事業メニューの拡大並びに継続について

県単独補助事業等の統合による「市町村振興総合補助金」が創設され、一元化・メニュー化による事務手続き等の簡素化・効率化等が図られているところである。

しかしながら、各町村における財政状況は、ますます厳しさを増しており、自主性を発揮できる財政状況にないのが実状である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 内示段階での一律カットを行うことのないよう、予算枠を拡大し、十分な予算措置を講じること。

また、要望上限額を申請した市町村においては、上限額を下回らないよう確実に遂行することを前提に、当初から要望上限額による決定を行うこととし、互いに業務が煩雑にならないよう運用改善すること。

- 2 次の事業については、特に実状を踏まえた要件の緩和を図ること。

- (1) 交通安全指導員報酬については、年額分の半額の補助とすること。

- (2) 呼吸器機能障害以外の障害については、肺機能の低下により、日常生活に支障を生じている場合があるため、当該事業の対象者を拡大し障害者支援の拡充を図ること。

- (3) 障害児保育事業について

- ① 特別児童扶養手当の受給児童も対象に加えること。

- ② 補助対象児童の認定は、児童相談所の判定書又は障害に応じた専門医師の診断書等によるとされているが、児童相談所等が混み合い、発達検査を受けるまでに時間を要する現状があることから、心理士による発達検査結果による判定書についても補助対象の認定書類として認めるよう柔軟な対応をすること。

また、補助対象とする判断基準として、発達検査の全領域35から70との示しがあるが、基準以上の児童であっても、忌避的行動や逸脱行動が見られ、

保育士の加配が必要な場合があることから、現場の実情を勘案し柔軟な対応をすること。

- ③ 保育所型認定こども園の1号認定を受けた障害児についても対象に加えること。

- 3 平成28年度まで、「宮城の松林健全化事業」については、要望上限額の枠外として配分があったが、平成29年度から、市町村全体要望額が予算額を超過した場合、配分を保証できないことに変更されている。

当該事業は県内全域で取り組むべき重要な事業であることから、以前同様の枠外配分とすること。

- 4 県単独の「バス運行対策費補助金」は、運行路線維持に関する補助となっており、車両更新や停留所設置、バス施設のバリアフリー化などハード整備に関する補助制度がないことから、高齢者等の生活交通を維持確保していくため、メニューに追加すること。

8 総合防災対策事業の整備促進について

大規模な自然災害から、住民の生命と財産を守るため、総合的な防災体制を整備することは、最重要課題である。

特に地震、津波、火山噴火等の観測態勢の整備と発生原因の調査研究、住民等に対する迅速な情報提供・伝達体制の整備は非常に重要である。

については、次の事項について対策に万全を期するよう強く要望する。

- 1 防災行政無線のデジタル化移行は進んでいるが、保守・管理に多額の費用がかかる。また、現在整備を進めている町村もあることから、維持管理費及び整備・移行にかかる財政措置を継続するよう国に働きかけること。

なお、同報系防災行政無線も伝達手段のひとつとして、継続的かつ安定的に運用する必要があることから、維持管理費の補助制度創設、電波利用料無料化、開局・更新申請にかかる手続簡素化を国に働きかけること。

さらに、小規模集落の難聴対策について、FM受信機や戸別受信機等の設置及び維持管理や、屋外拡声子局の設置・増設に対しても補助制度を創設するよう国に働きかけること。

- 2 津波対策にかかる門扉等の整備について

- (1) 東日本大震災で被害を受けた海岸部の防潮護岸に付帯する門扉（陸こう）について、操作する者の安全を考慮した迅速開閉機能、電動化、電気の供給が途絶えた場合の稼働確保及び遠隔操作の機能の整備促進を図るとともに、早急な復旧を図ること。

- (2) 東日本大震災で被害を受けた樋門箇所の迅速開閉システムの整備を図るとともに、早急な復旧を図ること。

- (3) 河口付近の堆砂を解消し、水門の機能維持を図ること。

- 3 急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の対策事業について

- (1) 土砂災害危険箇所の調査を促進し、早急な警戒区域指定を行うこと。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域に指定された箇所について、事業の促進を図ること。
- (3) 急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の対策事業については、十分な予算を確保するとともに、保全人家5戸以上などの補助対象採択要件を緩和し、実施箇所の拡大を図ること。さらに県単独事業創設等により、事業の早期促進を図ること。

4 砂防区域等における対策事業について

- (1) 砂防区域における土砂、流木等の撤去を行うなど、維持管理の徹底を図ること。
- (2) 既設の砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地施設については、経年劣化及び機能不全となっている施設が多数あることから、修繕及び改築を行い、地域における安全の向上を図ること。

9 警察機能の増強について

社会環境の変化に伴い、犯罪も多様化、凶暴化してきており、住民の不安が一層高まってきている。また、子供や女性、高齢者が被害者となる事件も各地で多発しており、特に人口増加地区における警察機能の拡充が強く望まれるところである。

については、安全・安心な生活環境を確保するため、老朽化した派出所や駐在所の改築等を含めた必要な施設の整備、及び人員確保を図ること。

特に、近年、外国人犯罪が増加していることから、言葉の問題に対応した人員を配置すること。

10 消防の広域化について

災害・事故の大規模化や住民ニーズの多様化などにより、消防の取り巻く環境は大きく変化している中、消防体制を強化し、住民の生命・財産を守って行かなければならない。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する件（平成30年消防庁告示第8号）に基づき、県で再策定する「宮城県消防広域化推進計画」に定める広域化対象市町村の組合せについては、管轄人口30万人以上とすることにとらわれず、管轄面積、交通事情、消防団とのつながりなど地域の実情を十分に考慮すること。

また、消防広域化について、住民の理解が得られるよう、的確な広報を展開し、内容の周知徹底を図ること。

- 2 岩沼市消防本部・亘理地区行政事務組合消防本部消防広域協議会において、平成31年4月に消防本部を統合する運営計画を策定したが、1市2町は震災市町であるがゆえに、協議会事務局の組織体制が必ずしも十分な体制とはいえないことから、広域化運用開始時に円滑に業務が行えるよう、十分な人的・財政的支援を行うこと。

11 地方バス路線の運行維持対策の充実強化について

地方バス路線は、地域住民の日常生活に必要な不可欠な公共交通機関であり、路線の維持存続は非常に重要な課題である。そのため、町村によっては、民間業者への補助や自主運行バス事業を実施するなど、バス路線維持のためさまざまな方策を実施しているのが実状である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

1 交通弱者の利便性に配慮し、地域住民の福祉や生活交通を確保するとともに、主要 JR 駅と産業拠点や観光地を結ぶ二次交通を確保するなど、広域的な交通体系整備の早期実現に万全を期すとともに、実現にあたっては、環境問題やバリアフリー化に十分に配慮すること。

2 不採算バス路線に対する助成制度の充実強化を図ること。

併せて、必要な予算確保と地域の実情を考慮した制度運用を図るよう国に働きかけること。

また、町村が実施している自主運行バス事業に対する県単補助制度については、補助対象・補助率の拡大を図るとともに、被害の大きかった沿岸部の町村については、補助制度の被災地特例を継続すること。

12 情報化施策の推進について

- 1 県の電子自治体の取り組みを推進するとともに、次の事項について積極的に国に働きかけること。
 - (1) 情報システムの共同化や災害時に安定的な継続業務が可能となる環境を構築することができるよう、自治体クラウド導入経費について特別交付税措置の拡充を図ること。
 - (2) 自治体クラウドの維持管理に係るコストや各市町村の機器更新のタイミングに合わせた長期的な財政支援を講じること。
 - (3) 国の提言に基づき緊急的に構築が進められた自治体情報セキュリティクラウドの運営経費の自治体負担を軽減すること。

- 2 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について、地方公共団体情報連携に伴い、次の事項について積極的に国に働きかけること。
 - (1) 番号制度の認知度が低いことから、国民の理解を得られるよう、十分な制度内容の周知を図ること。
 - (2) 番号制度の運用に関連し、個人情報保護や情報セキュリティ対策について、万全な対策を継続するとともに、セキュリティ対策経費について自治体負担を補てん・軽減すること。

13 年金支払額の過年度課税の取扱いについて

日本年金機構から過年分の公的年金等変更通知が届き、連動して各市町村住民税等についても過年度課税更正を行っているが、税額変更通知発送の都度、住民からの問合せや苦情が寄せられているのが現状である。

については、年金受給者への過年分の年金源泉徴収票を発送する際は、住民税等にも影響が出ることを含めて通知するよう国に働きかけること。

14 (仮称) 東北放射光施設の整備について

(仮称) 東北放射光施設の早期建設を積極的に推進すること。

また、放射光施設の県内誘致決定を受け、関連企業等の進出が予想されることから、企業誘致等に資する優遇制度の創設等に取り組み、施設のみならず、附帯施設の設置や、関連企業等による雇用拡大・創出など、更なる東日本大震災からの復興と東北地方や国内の科学技術・産業技術の革新的振興を図ること。

15 旧鉱物採掘区域災害対策への支援強化について

亜炭採掘跡の崩壊に起因する陥没被害が多く発生しており、臨時石炭鉱害復旧法等が廃止された以降は、国と県が基金を造成し、指定法人が実施する特定公害復旧事業により被害者を救済してきたところである。

本県における陥没被害は、東日本大震災の発生以降増加しており、平成35年度には基金原資が枯渇する恐れも出てきている。

については、基金増資のための財政措置を講じるよう国に働きかけるとともに、基金積み増しの措置を図られるよう要望する。

16 河川・海岸等の整備促進について

河川・海岸は、氾濫・堤防の決壊など災害が発生すれば、生命と財産が危機に見舞われることも数多い状況にある。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 災害防止等のため河川の改修事業等の促進を図ること。

(1) 出来川の改修事業促進及び浚渫等の維持管理徹底

(2) 身洗川

① 河川内支障木の除去等維持管理の徹底

② 震災で被害を受けた箇所を早期復旧

③ 浚渫事業の促進

④ 上流起点部の調整池の機能維持

(3) 西川の河川内支障木の除去等維持管理の徹底

(4) 奥田川の浚渫事業実施

(5) 埋川の浚渫事業促進

(6) 焼切川の改修事業促進

(7) 竹林川の改修事業促進及び河川内支障木の除去等維持管理の徹底

(8) 宮床川の改修事業促進及び河川内支障木の除去等維持管理の徹底

(9) 鞍坪川の改修事業促進

(10) 多田川の浚渫事業促進及び築堤等の早期改修

(11) 名蓋川の浚渫事業促進及び築堤等の早期改修

(12) 河童川の浚渫事業実施

(13) 花川の浚渫事業実施及び河川内支障木の除去

(14) 深川の浚渫事業実施及び河川内支障木の除去並びに鳴瀬川増水時の排水ポンプ場設置事業実施

(15) 新深川の浚渫事業実施

(16) 保野川の未改修区間改修事業の整備促進及び浚渫事業実施

- (17) 長谷川の浚渫事業実施
- (18) 荒屋敷川の浚渫事業実施
- (19) 新川の改修事業促進
- (20) 小西川の浚渫事業促進
- (21) 美女川の浚渫事業実施
- (22) 田中川の浚渫及び堤防の改修事業実施
- (23) 白石川の浚渫事業実施
- (24) 雉子尾川の改修事業の促進
- (25) 洞堀川の改修事業の促進及び河川内支障木の除去等維持管理の徹底

2 中小河川改修事業の早期完成及び整備促進を図ること。

- (1) 高城川の早期完成
- (2) 砂押川の改修事業促進及び浚渫事業の継続実施
- (3) 勿来川の浚渫事業実施及び支障木の除去等維持管理の徹底
- (4) 坂元川の東日本大震災による災害箇所での早期復旧及び整備継続区間の早期完成並びに現整備区間の上流部の早期事業化
- (5) 戸花川の東日本大震災による災害箇所での早期復旧及び整備継続区間の早期完成
- (6) 沢戸川の浚渫等の維持管理徹底
- (7) 坪沼川の改修事業促進及び浚渫等の維持管理徹底
- (8) 荒川の浚渫等の維持管理徹底
- (9) 新川の浚渫等の維持管理徹底
- (10) 味明川の浚渫事業実施及び支障木の除去等維持管理の徹底
- (11) 藤田川の浚渫事業実施及び支障木の除去等維持管理の徹底
- (12) 森の川の改修事業の実施
- (13) 新川（村田町沼辺字田辺地区）に豪雨時における観測用水位計の設置

3 震災により流出した七ヶ浜町花湊浜館下地区小浜港エリアに公衆トイレを設置すること。

- 4 わたり吉田浜海岸の鳴り砂を復旧・保全するための事業、助成等の優先的な採択を国に働きかけるなど、必要な措置を講じること。
- また、大型漂着物（流木等）の定期的な除去を図ること。

17 道路整備事業の促進について

三陸縦貫自動車道をはじめとする道路は、住民の日常生活を支えるとともに、地域間交流の範囲拡大と連携強化につながるため、地方においては新たな地域づくりの展開を可能にする極めて重要な社会基盤である。

特に県道等の主要地方道路は、救急医療時における搬送、災害発生時の避難や広域応援等対策を実施する上で重要な役割を担っている。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 高速自動車道及び高規格幹線道路並びに地域高規格道路等の整備促進を図ること。

(1) 三陸縦貫自動車道

- ① 早期の全線開通及び4車線化
- ② 女川町までのアクセス道路の早期実現
- ③ 全区間の無料化

(2) 仙台北部道路

- ① 富谷JCTのフル化
- ② 宮城県総合運動公園へのアクセス道路の新設

(3) 常磐自動車道の山元ICから広野IC間の4車線化の早期整備

(4) 石巻新庄道路の早期完成

(5) 東北縦貫自動車道の菅生PAのスマートICの整備促進

2 国道の整備促進を図ること。

(1) 国道108号

花勝山市道から国道346号涌谷バイパス交差点までの自歩道整備

(2) 国道113号

- ① 丸森町金山地区バイパス化の早期整備
- ② セヶ宿町滑津地内における自歩道の早期設置又は路肩の拡幅

- ③ セツ宿町峠田地内竹の沢橋の早期改良
 - ④ 白石市福岡蔵本地内の早期改良
 - ⑤ セツ宿町蒲木地内における自歩道の早期設置または、路肩の拡幅
- (3) 国道286号
- ① 碁石から赤石までの道路整備の早期完成
 - ② 野上バイパス整備の早期着手
- (4) 国道346号
- ① 涌谷町黄金山地区から小里地区までの自歩道の整備
 - ② 本吉以南の整備促進
 - ③ 根廻交差点の早期改良
- (5) 国道347号
- ① 雪崩・視程障害対策の強化及び除雪体制並びに緊急体制強化による24時間開放
 - ② 宇津野地内未改良区間の拡幅改良の促進
 - ③ 小野田地区、中新田地区バイパスの早期着手
- (6) 国道349号
- ① 丸森町耕野地区の未改良区間の整備促進
 - ② 柴田町「白幡橋」の早期架替構想の策定
- (7) 国道398号
- 安住から浦宿までの拡幅（歩道設置）
- (8) 国道457号
- ① 川崎町川内・本砂金地区の歩道整備
 - ② 大瓜沓掛から大瓜焼切地内の歩道設置
 - ③ 蔵王町遠刈田地区松川大橋から主要地方道白石上山線交差点まで、及び遠刈田郵便局から町道鬼石原線入口付近までの歩道整備
 - ④ 県道升沢吉岡線との交差点改良
 - ⑤ 県道升沢吉岡線以北の改良整備
 - ⑥ 加美町上狼塚、赤塚地区及び色麻町新北目地区のバイパス及び橋梁整備
 - ⑦ 色麻町内の既設狭幅歩道及び両側歩道の設置

(9) 国道4号

震災後、自治体管理の地下道において漏水が進行し、冬期には凍結により危険性が指摘される状況であるため、国に必要な措置を講じるよう働きかけること。

3 主要地方道の整備促進を図ること。

(1) 塩釜吉岡線

- ① 富谷市道石積線から仙台三本木線への延伸
- ② 森郷新柱田区域への歩道整備

(2) 仙台松島線

- ① 初原バイパスの2期計画の推進
- ② 桜渡戸・初原地区の狭隘区間の解消と歩道整備
- ③ 春日地区の歩道整備

(3) 塩釜亘理線の高屋字保原、堂田の交差点改良

(4) 亘理大河原川崎線

- ① 末広橋拡張改良
- ② 本路線拡張促進
- ③ 本関場橋架替及び亘理大河原川崎線・亘理村田線接合周辺の早期整備
- ④ 村田町と大河原町境の改良整備促進

(5) 石巻鹿島台大衡線

- ① 美里町二郷地区の歩道の早期完成
- ② 大衡村駒場字大原から上推路まで、及び坂下から新北沢までの歩道設置

(6) 白石丸森線の早期完成

(7) 岩沼蔵王線全線整備の早期完成を図ること。

- ① 村田町姥ヶ懐地区から岩沼市大師地区までの早期完成
- ② 蔵王町円田地区から永野地区までの改良整備並びに歩道設置について、早急に着手すること。

(8) 河南築館線の涌谷町松崎工区及び太田工区整備の早期完成

(9) 女川牡鹿線

- ① 整備改良区間の全線改良の早期実現
- ② 小乗地区、高白地区から横浦地区までの整備改良の早期実現
- ③ 国の指定を受けた原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の対象施設としての採択

(10) 丸森霊山線

- ① 不動尊キャンプ場から筆甫地区までの未改良区間の拡幅改良工事の早期完成
- ② 日向地内の拡幅改良促進
- ③ 石倉地区の両側歩道整備促進

(11) 仙台三本木線

- ① 大森・駒場間の歩道設置
- ② 今泉から幕柳までの早期事業着工と塩釜吉岡線との変則交差点及び危険カーブの解消
- ③ 仙台三本木線と県道大衡落合線の交差点から県道塩釜吉岡線までの4車線化
- ④ 落合松坂地区大和町道松坂報恩寺線との交差点改良

(12) 塩釜七ヶ浜多賀城線の湊浜区内の右折レーン及び歩道の設置

(13) 相馬亘理線

津波への多重防御として、2線堤の機能を持たせた高盛土構造による道路の早期整備（牛橋から磯地区）

(14) 利府松山線の粕川地内の早期完成

(15) 南蔵王七ヶ宿線の関から横川地区までの整備促進

(16) 白石上山線

- ① 国道4号宮交差点から蔵王町立宮小学校までの区間の歩道の整備促進
- ② 円田字土浮山地内の急斜面の防災対策と車道整備

(17) 大和松島線の歩道設置

4 一般県道の整備促進を図ること。

(1) 越河角田線の早期完成

- (2) 川前白石線の整備促進
- (3) 蔵王大河原線の整備促進
- (4) 坂元停車場線の復興計画に基づく早期整備
- (5) 山下停車場線の復興計画に基づく早期整備
- (6) 鳴瀬南郷線の美里町木間塚地区の歩道設置及び歩行スペース確保のための側溝改修
- (7) 吉田浜山元線（山元地区）の歩道設置の促進
- (8) 払川町向線（払川ダムから払川集落まで）の整備促進
- (9) 西成田宮床線の整備促進
- (10) 大衡駒場線の整備促進
- (11) 最上小野田線の整備促進
- (12) 大衡仙台線全線の整備促進及び早期完成
- (13) 鳴子小野田線の小野田地区の2車線化と宮崎地区の未整備箇所の整備促進
- (14) 涌谷田尻線の石巻線下築街道踏切の拡幅及び自歩道の整備
- (15) 角田大内線の小齋峠付近から丸森側約0.9kmの改良
- (16) 丸森梁川線の峠坂下付近から福島県坂井までの約2kmの改良
- (17) 国道115号相馬福島道路に接続するアクセス道路としての町道小屋柵線整備について、県による過疎代行事業による早期実現
- (18) 名取村田線の坪沼川河川改修に伴う舘大橋の整備促進
- (19) 県道赤沼松島線（利府町赤沼字放森地内～松島海岸）の歩道整備促進
- (20) 角田山元線の国道6号から山元南スマートインターチェンジまでの区間の改良

5 都市計画道路の整備促進を図ること。

- (1) 北四番丁大衡線宮床工区の早期完成
- (2) 神谷沢春日線の利府町花園から利府松山線までの延伸整備

6 町村道等の県道昇格を図ること。

- (1) 大和町町道小鶴沢線及び大郷町町道東成田新田線

- (2) 色麻町町道大原線起点から加美町へ通じる県営広域農道整備事業で整備した町道（国道457号～大原線～広域1号線～広域2号線～加美町町道胆沢線～国道457号）
- (3) 利府町町道高島線及び町道沢乙1号線の一部区域
- (4) 利府町道在加瀬線の一部区域
- (5) 都市計画道路宮沢根白石線の富谷市明石台から仙台市松陵まで

7 女川町が事業主体となって実施する出島架橋事業について、早期実現に向けて支援すること。

8 道路交通標識は、近年、標識が破損していたり、色褪せて表示が見えない箇所が多々見受けられる。特に住宅地内の標識が破損しているケースが多く、交通事故の誘発や、交通マナーの低下を招く恐れがあることから、次の事項について措置を講じること。

- (1) 道路交通標識の破損・色褪せ等の早期対処
- (2) 通常時の道路交通標識の状況確認作業の実施

9 自転車専用通行帯等の整備について

自転車活用推進法に伴う自転車専用通行帯等の整備について、県道においても計画的に推進すること。

18 宮城県総合運動公園（グランディ21）周辺の 総合交通対策について

宮城県総合運動公園（グランディ21）は、東北最大規模の総合運動公園施設として、各種の競技大会やコンサートなどが年間を通し開催されている。こうしたイベント時には周辺道路で大渋滞が生じ、交通アクセスの改善が課題となっているが、来場者に協力を求めるだけでは解決が難しい。

については、恒久的な渋滞緩和を図るため、仙台北部道路へのスマートICの新設や、宮城県総合運動公園に直接乗り入れが可能となる進入道路、仙台市泉区方面への新たなアクセス道路の整備など、抜本的な総合交通対策を講じること。

19 市町村の都市計画の決定・変更に係る協議ルールにおける留意事項の策定について

平成26年の地方分権改革に関する提案募集において「町村の都市計画に係る都道府県の同意の廃止」については、「運用指針で定められた協議に当たっての留意事項の定着状況を踏まえ、平成30年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る」（平成27年12月閣議決定）とされている。

については、地方分権改革を推進する立場から、国土交通省及び内閣府から通知されているとおり、「市町村との協議ルールにおける留意事項」を早急に策定すること。

20 農業対策の充実強化について

農業者の高齢化や担い手の減少、また、農産物の輸入問題、さらには、東日本大震災に伴う生産基盤の復旧など、農業を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いている。

先般、国による米の生産数量目標の配分廃止もあり、米の需給バランスが崩れることも懸念される。

については、農業・農村の振興を図るため、次の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 農業基盤整備事業について

(1) 水利防災関連事業

嘉太神ため池の農業農村整備事業（平成32年長寿命化整備）について、計画どおりの予算措置を図ること。

(2) 中山間地域総合整備事業

予定地区すべての事業予算の確保を図ること。

(3) 農地中間管理機構の農地整備事業

予定地区すべての事業予算の確保を図ること。

併せて用水路整備に関する事業枠の拡大、事業予算の確保を図ること。

(4) 土地改良施設への整備支援

土地改良施設において、施設の機能低下により、異常気象時における住民への影響も懸念されるので、これらの整備について支援拡充を図ること。

2 日本型直接支払制度について

日本型直接支払制度が安定かつ充実した制度となるよう、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払制度において、十分な予算を確保すること。

なお、多面的機能支払交付金の資源向上支払交付金（施設の長寿命化）において、地域の活動組織による機動性のある効率的な整備を進めるため、十分な予算

を確保するとともに、地域的一体性が認められる農振農用地の区域外にも対象範囲を広げるなど、制度の弾力化を図ること。

併せて、事務の簡素化を早急に進めるよう国に働きかけること。

3 「農業農村整備事業（新規分）」の県費負担割合について

農業農村整備事業において、平成23年度以降の新規事業にかかる県費負担割合が大幅に減額・減率されているので、町村の負担軽減に努めること。

また、新規事業の早期採択のため、農業農村整備事業の関連部署に十分な担当職員を配置し、業務の円滑化を図ること。

4 畜産振興・飼料対策の推進について

長期的な飼料価格の高騰に対応した価格差補てん発動基準の抜本的な見直しや財源の確保など、配合飼料価格安定制度の拡充・強化を国に働きかけること。

5 農業生産の総合的な振興について

(1) 耕種と畜産の連携強化のため畜産クラスター事業等を一層推進すること。

(2) 野菜等の価格安定制度の充実を図ること。

(3) 生産省力機械の開発普及、生産資材費の軽減対策をさらに推進すること。

(4) 原油価格の高騰にかかる「施設園芸等燃油価格高騰対策」の制度維持や省エネ技術の普及、また、金融・税制措置などを国に働きかけること。

(5) 国事業「強い農業づくり交付金」の交付申請者の増に伴い、事業採択時に定められた補助率（1／2）が引き下げ交付決定されるなど、事業主体の負担が大きいため、県の支援策を講じるとともに、上限事業費の撤廃、補助率の引き上げを国に働きかけること。

(6) 需要に応じた主食用米の生産と高収益作物（土地利用型野菜）の積極的な作付け誘導を図ること。

6 農畜産物の輸入規制の強化について

持続的な農業の発展を図るため、農畜産物の輸入について、具体的かつ体系的

な対策を明らかにするよう国に働きかけること。

なお、T P P 11をはじめ農畜産物の自由貿易交渉にあたっては、農業者が納得できる成果が出るよう、慎重な対応を国に働きかけること。

7 家畜伝染病について

発生防止対策の徹底や危機管理を一層強化するとともに、関係農家や事業者の経営支援対策と防疫対策の強化を国に働きかけること。

なお、「牛白血病」予防対策を徹底するため、県が中心となり積極的な防疫対策を推進すること。

8 農地中間管理事業について

担い手が利用する農用地の面積割合を、おおむね10年後に90%とする県目標の達成には、農家負担の軽減に配慮した農地の条件整備が不可欠である。

については、農地の集積をさらに促進するため、国や農地中間管理機構と連携を図り、農地中間管理事業などを活用し、農地の条件整備を積極的に推進すること。

なお、被災した農用地について、計画的に集積・集約化を図るため、経営転換協力金等の交付額を被災地域の営農再開状況の実態に合わせ、平成31年度以降も減額することなく財源確保を図ること。

また、相続未登記農地の貸し付けについては、他県における事例等も踏まえ有効活用に向けた対応策を講じること。

9 集落営農組織の支援策について

集落営農組織の農地集積や機械・施設の整備等に対する財政支援の継続、充実強化を国に働きかけること。

また、県においても積極的な支援を図ること。

10 農業次世代人材投資資金について

新規就農者、担い手の育成を図るため、十分な予算が確保されるよう国に働きかけること。

また、農業後継者の確保にあたり、県独自のハードの支援策を講じること。

11 たけのこの出荷制限解除について

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、出荷制限指示が継続されている地区において、生産者の所得減少が続いている。

については、放射性セシウム移行メカニズムの解明と効果的な吸収抑制対策を明らかにし、当該抑制対策を講じるよう国に働きかけること。

12 果樹経営支援対策事業の実施について

「果樹経営支援対策事業」は、優良な品種への転換、改植等にかかる経費を支援するものであるが、事業の実施主体は、都道府県を単位とする基金協会とされている。

については、事業の活用にあたり、本県における当該関係機関を早期に設置すること。

21 森林・林業対策の推進について

木材価格の低迷など、林業を巡る情勢の悪化により、森林の管理を図ることが一層困難になっているので、林業が産業として成り立つための施策を強力に展開することが必要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 新たな森林管理システム実施への支援について

森林環境税（仮称）の創設により森林・林業対策が強化されるが、森林台帳の整備等「新たな森林管理システム」の実施にあたり、町村においては専門的な知識の必要性、業務量の増加が見込まれることから、ノウハウの提供や人的な支援も含め、積極的な支援を図ること。

また、森林環境税（仮称）の用途について、早期にガイドラインを示すよう国に要請すること。

2 森林を守るための財政措置について

(1) 山林を守るため、地方交付税制度における基準財政需要額に森林面積1ヘクタールあたり少なくとも1万円を算入すること。

また、森林整備事業について、十分な財源が確保されるよう、国に対し引き続き働きかけること。

併せて、新たな「林業成長産業化総合対策」の充実について、国に働きかけること。

(2) 公有林の管理にあたる作業員確保に対する財政支援を図ること。

(3) 森林組合の活性化施策及び補助制度の充実を図ること。加えてマンパワーの支援体制を整備すること。

(4) 県が指導を行う民有林・国有林連携共同施業を推進し、林業を活性化させること。

3 松くい虫・ナラ枯れ等の防除対策について

- (1) 防除効果の高い航空防除、地上散布、樹幹注入事業の拡充、強化を図ること。
また、駆除等にかかる財政措置を拡充し、地元負担の軽減を図ること。

なお、沿岸部については、震災後、広範囲にわたり松くい虫の被害が拡大し、倒木被害も懸念されるので、伐倒駆除処理にかかる地元負担の軽減や支援策を講じるなど、被害防止策を検討すること。

- (2) 海岸防災林復旧の植栽が始まっているが、県等の研究機関で採取・生産されているクロマツの抵抗性松苗木の早期供給体制の確立を図り植栽に活用すること。

また、アカマツの苗木生産に取り組み松林の被害地復旧を図ること。

- (3) ナラ枯れが年々増加傾向にあり、被害拡大が懸念されることから、伐倒駆除などの対策費の拡大を図ること。

また、ナラ、ミズナラの苗木生産に取り組み、ナラ林の保全と被害地の復旧対策を早期に図るとともに、民有林への対策にかかる指導、支援を行うこと。

4 木質バイオマス利用の推進について

森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興を図るため、林地の残材等の搬出について、補助率の拡充を行うとともにチップ材購入支援対策を講じるなど、木質バイオマスの利用を促進すること。

また、森林資源の循環利用を促進するため、山林の放射能物質の汚染状況調査及び放射能の除染を含め多面的な対策を継続的に展開するよう国に積極的に働きかけること。

5 J-クレジット制度の促進について

森林の機能維持を図り温暖化防止を促進するため、「J-クレジット制度」について地域に合わせた「みやぎ版」を創設すること。

また、認証取得のための事業者支援事業の制度を継続すること。

6 林地開発について

- (1) 森林の開発は、地域の住民生活に与える影響が大きいことから、開発事業者と地域住民との合意形成が重要である。

については、開発業者が林地開発許可申請をする前に、事業計画にかかる説明会の開催や合意形成に向けた手続きを定めるとともに、開発後に問題が発生しないような措置を含めて十分な対策を講じること。

- (2) 県内で発生した土砂の違法採取を受けて、今後の発生防止に向け「採石法の採取認可」、「森林法の林地開発許可」等の許可権者である県として対応策を講じること。

22 水産業対策の充実について

漁業就労者の減少や高齢化、また、原油価格の高騰による経費の増大、さらには、国際的な漁業規制の強化など、水産業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 沿岸漁業の促進について

漁場環境を汚染する廃棄物の除去及び海洋環境浄化再生対策を強化すること。

また、瓦礫が流出した状態での漁業にかかる経費負担等の軽減、漁業再開への調査研究等を推進すること。

2 磯焼け対策について

磯根資源の維持、回復のため、藻場の実態把握や過剰なウニの積極的活用など、調査の継続と漁業者に対する支援等総合的な対策を推進すること。

3 燃油高騰対策について

漁船用燃油等の高騰対策の拡充について、国に積極的に働きかけること。

また、県においても効果的な施策を強力に推進すること。

4 密漁の防止対策の促進について

魚介類を根こそぎ捕獲する悪質な潜水器密漁などの防止対策を強力に推進すること。

5 水産加工業の経営安定化の促進について

加工原料の安定的確保など、水産加工業の経営安定対策の促進を図ること。

6 国際貿易交渉への対応について

T P P 11等に関しては、今後の方針、具体的対策等について、十分な情報の提

供と水産物輸入の規制強化を国に働きかけること。

7 風評被害の早期解消について

韓国の輸入禁止措置により「ホヤ」の大量処分を余儀なくされるなど、風評による様々な影響は未だ続いている。

については、風評被害の早期解消に向け、放射性物資検査に要する経費を全面的に支援するとともに、関係国における輸入禁止措置の早期撤廃を国に働きかけること。

8 増殖施設整備について

(1) さけ・ます増殖施設の整備により、事業者の経営安定を図ること。

また、県漁協互理支所のさけふ化場など、ふ化場の整備について、適切な助言と財政支援を行うこと。

(2) 鳴瀬川水系の漁業資源の増殖、保護のため、放流事業及びアユ増殖施設の改修等への支援を図ること。

9 鳥の海湾内の環境整備について

良好な環境維持のため、経年変化も考慮し、中期的視野で湾内の作濬事業等を計画すること。

10 水産品（地場産品）への支援について

津波により養殖施設や船舶等が被災したことに加え、海中に残る瓦礫により従来の漁法による採捕に支障を来すなど、観光資源としての水産品（地場産品）を十分に確保できない状況にあるので、水産業復興への支援を拡充すること。

23 野生鳥獣被害対策の拡充について

野生鳥獣による農作物等への被害は経済的損失にとどまらず、農林業者の意欲の減退や耕作放棄地の増加の要因となることから、生息数を適正規模に管理することが必要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 野生鳥獣対策事業の効果的実施について

イノシシについては、昨今、市街地への出没情報もあるため、生活環境や通学路の安全確保に向け、山林の下刈り、やぶの解消など、事業の計画化を図ること。

なお、イノシシによる畦畔破壊の被害が増えているので、復旧対策にかかる財政支援を図ること。

また、震災の影響により福島県側からの流入も考えられるので、県域で広域的な対策を講じること。

併せて、「鳥獣被害防止総合対策交付金」において、捕獲頭数に応じた交付金の満額交付や整備事業等の拡充を国に求めるとともに、町村による侵入防止柵の設置、購入事業等について、県の支援を拡充すること。

さらに、今年度実施された「野生鳥獣適正保護管理事業」については、町村の猟友会（鳥獣対策実施隊）等が捕獲にあたるため、町村の有害鳥獣対策に停滞を招くなど、実施に伴う県と町村との相乗効果が得られないのが実情であり、早急に運用システムの見直しを図ること。

2 野生鳥獣対策における担い手の育成について

野生鳥獣駆除実施隊の高齢化による担い手の育成を図るため、狩猟免許取得費用の助成等、県独自の財政支援を図ること。

併せて、野生鳥獣駆除者に対する猟銃購入経費、駆除時の出役費への助成、有害鳥獣駆除の技術向上に支援を図ること。

3 野生鳥獣捕獲の許可権限について

ツキノワグマの捕獲許可については、人畜被害の恐れがある等の緊急時における捕獲許可に限り、希望する市町村長へ権限移譲されているが、緊急時の判断は曖昧かつ難しいので、速やかな対応ができるよう市町村長に全面的に権限移譲をすること。

また、ツキノワグマによるスギの「皮はぎ」被害について、森林保護の観点から、県独自の支援策を講じること。

さらに、タヌキやハクビシン等の中型獣や特定外来生物のアライグマによる農作物被害が増加傾向にあるので、事務の簡素化を図るため、捕獲許可の期間設定について、市町村長に権限移譲すること。

4 松島湾内の野鳥被害対策について

ウミネコや海鷗等、海鳥の糞害などで湾内の各所に松枯れが発生している。

また、東日本大震災時の倒木や松くい虫による未処理材などもあることから、糞害対策と合わせ松島湾の景観維持を図ること。

24 松島湾リフレッシュ事業の継続的事業化と 早期完成について

「松島湾リフレッシュ事業」の推進により、湾内の水質浄化に一定の効果が見られるものの、環境悪化や漁場機能の低下はいまだ改善されていない状況である。

については、底質環境や漁獲物等の回復、改善を図るため、松島湾内の総合的な環境浄化対策に引き続き取り組まれるよう強く要望する。

25 広域観光の充実に向けての支援について

本県は、各地域にそれぞれ特徴ある歴史文化や豊かな自然に恵まれた多くの観光資源を擁しており、地域経済の進捗と地域づくりに大きい効果が期待されている。

しかし、福島第一原子力発電所事故による風評被害等により観光客の回復は遅れており、また、沿岸部では受入体制が十分に整っていない状況である。

については、早期の復興と観光基盤の拡充を図るため次の事項について強く要望する。

1 蔵王地域

南蔵王縦走コース等、登山コースの整備

2 松島地域

仙石線松島海岸駅の整備促進

3 船形連峰

山頂標識は老朽化が著しく、冬季は遭難事故が発生していることから、登山者の安全確保を図るため、「蛇ヶ岳」山頂の標柱や登山道の標識、また、山頂避難小屋の整備を図ること。

4 観光看板の整備について

(1) 既存の観光主要拠点に加え、震災からの復興等、新たな観光の拠点において、観光看板の充実を図ること。

また、近年増えている外国人旅行者のために英語、中国語、韓国語（ハングル）等を併記した看板を増設すること。

(2) 県全域において、インバウンド受入体制を整えられるよう、既存の主要拠点の更新やメンテナンスに加えて、新たな拠点を整備すること。

また、観光ルート及びプログラム開発においても中長期的な事業支援を行う

こと。

5 サイクルツーリズムの推進について

観光地の移動手段として、各地域ではサイクルツーリズムを推進しているため、県道における自転車専用道路の併設、県内統一した案内看板や路面表示の設置など、インフラ整備を図ること。

6 修学（教育）旅行の誘致促進について

修学（教育）旅行等の受入れに向けて、教育メニューの発掘に努めるとともに、首都圏等での説明会を開催すること。

また、訪日教育旅行の誘致にも努めること。

7 学術的資料、歴史的資源の修復、保存対策について

歴史的資源を観光や地域産業の振興に活かすため、東日本大震災により損害を被った学術的価値の高い文学資料、美術資料の修復、保存対策等に係る体制の拡充及び支援措置を講じること。

また、商店街の景観維持に関する蔵等の修繕・改修等も考慮し、支援措置を講じること。

26 仙台北部中核都市建設の促進について

県は、自動車産業の国内第三の拠点として、仙台北部中核工業団地群に一層の企業集積を目指して取り組みを進めている。

これにより裾野の広い自動車産業の集積が期待されることから、関連企業のさらなる誘致促進のため、工場適地の拡大を図るとともに、第一仙台北部中核工業団地及び第二仙台北部中核工業団地、大和インター地区、吉岡南第二地区等の関連公共事業の整備促進を図ること。

27 企業誘致と新産業創出の促進について

県土の均衡ある発展を果たすため、県全域における企業誘致と新たな産業の創出に向けた取り組みが必要である。

第二仙台北部中核工業団地を中心とした仙台圏のほか、仙南地域において医療・健康関連産業に特化した取り組みを推進するなど、企業誘致が全県的に展開されるよう特段の措置を講じること。

また、県全域の工業適地にかかるPR活動を行うとともに、道路等の物流インフラ整備を進めること。

28 中小企業の支援について

富県宮城の実現に向け、県内中小企業の果たす役割は大きく、それに対する県の支援体制も極めて重要である。

自動車産業や高度電子産業の集積が進展する中、中小企業が新規参入または事業拡大を図るためには、人材の確保と育成、高度技術の習得などの政策とあわせ、最新鋭機械の導入など新たな設備投資が欠かせない。

については、設備導入に係る金融支援の拡充とともに、県、市町村、金融機関が連携した情報の伝達体制を整備すること。

29 廃棄物処理対策への支援について

廃棄物の増加と多様化により、その処理に関わる問題が一層難しくなっている。処理施設の建設に伴う紛争や不法投棄等、解決に至らない問題も多く、環境の汚染が懸念されている。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

1 産業廃棄物処理事業者の監視指導体制強化について

産業廃棄物を一般廃棄物として排出する事業者もあることから、適切な廃棄物処理が実施されるよう、廃棄物の収集運搬、保管、中間処理及び最終処分までの監視指導体制を強化し、不正処理の防止策の充実を図ること。

2 一般廃棄物処理施設の整備推進にかかる支援策について

廃棄物の適正処理を推進するためには、廃棄物処理施設や減量化施設の整備が重要であることから、老朽化施設の解体費用も含めた財政支援の充実を国に働きかけること。

30 住民の安全・安心な生活環境の確保について

仙台港湾地域において石炭火力発電所が稼働し、また新たな建設が計画されている中で、周辺住民の健康被害や環境影響への不安の声が寄せられている。さらに、漁業従事者からも不安の声が挙がっている状況にある。

については、住民の健康と安全・安心な生活環境確保のため、PM_{2.5}を含む大気汚染常時監視測定局の設置、および海洋環境調査を実施すること。

31 合併処理浄化槽設置推進事業について

安全で快適な生活を営むために、下水処理は重要な課題である。しかし農山漁村部は、対象範囲が広域で環境整備が遅れていることから、合併処理浄化槽の設置推進が不可欠となっている。

更に東日本大震災に伴う被災家屋の立て替えにより、合併処理浄化槽の設置が増加している。

これまで個人設置型の合併処理浄化槽については、設置費用の4割を公的補助することとし、国、県、市町村が1/3ずつ負担をしていたが、県の補助金削減が続 き、平成25年度をもって終了となった。

宮城県低炭素型水ライフスタイル導入支援事業補助金が浄化槽普及の一助となっているものの、町村では大変厳しい財政運営を強いられているのが現状である。

については、町村の財政状況を斟酌し、当該事業を再度創設するとともに、県の震災関連事業としても対象とすること。

また、その際は、重点区域を導入することなく、国と同様の補助率とし、合併処理浄化槽設置を一層推進すること。

32 国民健康保険の安定的運営について

国保の都道府県単位化にあたり、県は財政運営の責任主体として強いリーダーシップを発揮し、確実に推進を図るとともに、市町村国保財政への影響緩和対策を講じ、納付金の算定においては、各市町村に対して多大な負担とならないよう対策を講じること。

また、保険料率の改定に伴い被保険者負担の急増が見込まれる場合は、激変緩和措置を確実に行うこと。

なお、県への納付金を確実なものにするためには、運営の基となる国民健康保険料（税）の収入確保対策が重要である。

については、滞納対策強化など必要な措置を講じるとともに、地方税滞納整理機構への移管・引受により、町村の収入確保対策の推進を図ること。

33 地域の保健医療について

高齢化の進展や疾病構造の変化に加え、東日本大震災の影響もあり、地域の保健医療に対するニーズや期待は更に大きくなっている。また各自治体では関係施設の改善や、受入体制の充実が求められていることから、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 自治体病院における医師及び看護師確保対策について

- (1) 都市部に医師及び看護師が集中している状況の解消を関係機関に働きかけるとともに、自治体病院における医師及び看護師確保対策について、なお一層の推進を図ること。

特に、宮城県ドクターバンク事業や自治医科大学卒業医師の継続した配置を図ること。

- (2) 常勤医の確保が難しい診療科については、東北大学等から医師の派遣を受けて対応しているが、医師数や派遣時間数が年々縮小されていることから、地域住民のニーズや地域医療の更なる充実を図るため、非常勤医師の継続派遣について関係機関に働きかけること。

- (3) 独立行政法人国立病院機構・宮城病院は、亘理郡で唯一、周産期医療を除く複数診療科と病床を備えた重要な医療機関であり、高齢化の進む地域を支えていくために重要な拠点である。

しかし、整形外科、形成外科及び皮膚科の診療は、県立がんセンター、仙台医療センター及び東北大学からの医師派遣を受けていなければ外来の診療を行うことが困難であり、現在は週1日という時間的制約の中で行われている状況である。

については、地域住民のニーズに応え、地域医療及び救急医療の確保・充実を図るため、常勤医師の確保等の支援について関係機関に働きかけること。

2 救急医療の対策について

- (1) 二次救急医療の受入れ病院が不足しているため、広域的な受診者が増加し、

救急搬送に時間がかかるなど、問題が発生している。

このため、医療圏の統合に伴い、医療格差の拡大や医療従事者の偏在が生じないよう、二次救急医療機関の受入体制の改善・向上が大きな課題となっている。

については、県の関わりを更に強め、地域医療体制、救急医療体制の更なる整備・充実を図ること。

- (2) 24時間救急医療受入体制維持のための財政支援及び応援医師の確保等の対策を図ること。
- (3) 二次・三次救急医療機関の機能と役割について、県民に対する積極的な啓発活動に努めること。
- (4) 小児救急医療体制は昼夜を問わず一次・二次救急ともに不足している状況にある。一次医療圏内において小児救急に対応できるよう医師確保等の小児医療の充実を図ること。
- (5) 三次救急医療を担っている全ての自治体病院への助成について基準を定め、自治体病院の機能等の充実を図ること。
- (6) 仙南夜間初期急患センターは、設立前の検討会議の予測と異なり厳しい運営状況にあることから、運営補助制度等の整備を図るとともに、県内の夜間急患センターに対して継続的な財政支援を図ること。

3 予防接種への助成について

定期予防接種については、全額公費負担で実施しているが、定期予防接種の対象拡大に伴い、市町村の経費負担は増加しており、地方交付税による財政措置の対象外である経費だけでも大きな負担となっている。

については、予防接種法の制度改正時に併せ財政支援を講じるよう国に働きかけること。

特に、任意予防接種であるロタウィルスワクチン、おたふくかぜワクチンについては、小児科学会でも推奨しており、一部市町村においては公費負担で助成を実施していることから、子育て支援の観点からも財政支援を講じること。

4 妊婦健康診査支援等について

妊婦健康診査の公費助成については、14回分まで普通交付税措置となっているが、診査によっては14回を超え、自費負担となる事例が発生していることから、全額公費で診査を受けられるよう財政支援を講じること。

また、乳幼児健康診査をはじめ新生児聴覚検査等について財政支援を講じること。

5 がん検診について

がん検診実施にあたっては、「コール・リコールシステム」に基づく個別受診勧奨を有効に機能させるとともに、受診しやすい環境づくりを創造することが重要である。

については、新たなステージに入ったがん検診の総合的支援に対する財政支援の強化や自己負担分の軽減策を講じるよう、国に対して強く働きかけるとともに、県においては、検診関係機関と協議の上、がん検診の必要性の周知や検診体制を整備し、併せて助成制度を創設すること。

また、婦人科系のがん検診への支援を充実させるとともに、助成措置を継続して実施するよう国に働きかけること。

6 アピアランスケア助成について

がん治療に起因する身体の外見変化は、がん患者、特に女性にとって大きな苦痛であり、治療や療養生活、社会復帰への障害となっている。

については、医療用ウィッグ購入に限定している助成制度について、他の部位のケアに対しても助成可能となるよう拡充を図り、がん治療などによる外見変化に起因する患者の不安や心的苦痛を軽減する制度の構築を図ること。

また、申請者のプライバシーを考慮し、福祉事務所を申請窓口とすること。

7 感染症予防対策について

感染症の流行状況に伴い臨時緊急的に実施する予防接種に係る経費について、財政支援制度を創設するよう、国に働きかけるとともに、県においても財政支援

を講じること。

8 生み育てる医療・保健環境の整備について

少子高齢化及び人口減少を防ぎ、子育て人口を確保するためには、子どもを産み育てやすい医療・保健環境を整備する必要がある。

については、安心して出産できる環境づくりの実現のため、医師、助産師、保健師の連携が必要であることから、必要時に早期の受診行動に移すことができるよう助産師の確保など医療機関のバックアップを図ること。

なお、小児科健診や小児救急についても、同様の受診体制を整備し、小児科医療の充実を図ること。

34 社会福祉対策について

生活上の困難や障害がある方が、安心して充実した生活を送れるような社会基盤を整備し、福祉の推進に努める必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 地域生活支援事業への支援について

町村主体として実施する地域生活支援事業については、必要なサービスが確実に提供され、事業の実施水準の低下を招くことがないよう、県補助金の総額を確保することが課題となっている。

については、利用実績に伴う負担割合に合った財政措置を講じるとともに、国庫補助についても、負担割合の徹底を国に働きかけること。

2 相談支援事業に対する支援について

(1) 障害者総合支援法ではサービスを利用する全ての障害者に対して利用計画を作成し、モニタリングを経て再評価や再計画を実施することとなっているが、地域における限られた人材・事業所で業務を実施していくのは困難であり、特に、利用計画を作成できる人材不足が顕著であることから、県において事業所へ増員を行うとともに、相談員の資質向上に向けた広域的な支援策を講じること。

(2) 船形コロニーの指定管理業務について、船形コロニーに計画相談支援事業所を開設し、適切な障害福祉サービスの提供をできるようにすること。

3 障害者福祉施設に係る「親亡き後」に対応した施策について

社会的な問題である「親亡き後」に対応した施策は緊要の課題であり、早急に対策を講じる必要があることから、地域生活拠点の整備に際しては、セーフティネットとしての役割を持つ「船形コロニー」に緊急時の受入体制を確保すること。

また、「親亡き後」への対応としてグループホームの整備が推進されているが、

特に精神障害者向けの施設整備について強化すること。さらに、グループホーム建設に際しては、多額の建設費がかかるため、社会福祉施設等整備補助事業の補助基準額の引上げを国に働きかけること。

4 介護人材の確保について

介護事業所の安定的な運営は、地域支援事業や地域包括ケアの推進を図る上で重要であるが、全国的に介護職員が不足していることもあり、介護人材の確保が急務となっている。

については、市町村が実施する介護人材確保対策事業に対し財政支援を行うこと。

また、県が実施している介護人材確保支援事業や介護福祉士等修学資金貸付事業などの人材確保対策の継続・強化を図ること。

さらに、介護職員の処遇改善など、人材確保対策の充実について引き続き国に対して強く働きかけること。

5 障害福祉サービス事業所が何らかの不正行為で事業所指定取消となった場合、関係町村は、給付費の全額を国及び県に一括返還しなければならないことになっている。

については、不正受給を行った事業者が倒産等により返還に応じられない場合、市町村のみの負担とならない対策の検討、又は制度改正等の必要な措置を講じること。

6 高齢者福祉施設の拡充について

高齢者が安定した地域生活を営むことができるよう、住宅支援の充実と低所得者用の住宅の確保について、国に対して財政支援を求めるとともに、県においても支援策を講じること。

また、特別養護老人ホームの施設整備に対する財政支援の強化を国に対して働きかけるとともに、県独自の支援策を講じること。

さらに、在宅で介護を行う家族等の身体的、精神的負担軽減を図るため、地域密着型特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設の整備について、県にお

ける助成制度を検討すること。

7 同行援護事業所の拡充について

視覚障害者に対して外出活動を支援する同行援護サービスについては、事業所やスタッフの不足により、利用者がサービス提供を受けられないなど問題が生じていることから、同行援護事業所及びスタッフを増加させる施策を講じること。

8 障害者の移動支援について

地域生活支援事業で実施されている障害者の通勤・通学に関する移動支援については、障害者の社会参加の促進や地域での自立を支える上で重要であることから、個別給付の対象に含めるよう国に働きかけること。

35 子育て支援対策の充実強化について

急速な少子化が進行する中、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境づくりは重要な政策課題である。

特に、子育てへの経済的負担の増加や、東日本大震災による町外転出者の増加など、少子化の進行を加速させる要因が増加しており、子育て家庭に対する一層の支援充実・強化を図ることが必要不可欠である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 子ども医療助成制度の拡充について

- (1) 通院における助成対象は3歳未満から義務教育就学前までに拡大されたが、県内35市町村のうち25市町村が、助成対象を18歳までの入院・通院へ拡大し、所得制限を廃止していることから、子ども医療助成制度のさらなる拡充を図ること。
- (2) 社会保障制度の一環として、国において新たな子ども医療費助成制度を創設し、必要な財政措置を講じるよう積極的に働きかけること。

2 保育サービスの充実について

- (1) 認可外保育所への助成制度（低年齢児保育施設助成事業）は、4歳未満児の利用者を対象としているが、補助基準額の増額や年齢枠の撤廃を行うなど、助成制度の拡充を図ること。
- (2) 女性の就業率の上昇に伴い、保育所の待機児童数が増加し続けており、待機児童解消対策は各自治体において大きな課題となっている。

については、各自治体がそれぞれの状況に合った取組ができるよう子ども・子育て支援制度の充実を図るとともに、県が事業の選択や補助金の協議等において、市町村にきめ細やかな対応ができるように、事業のコンシェルジュ的な人材を配置すること。

また、認定こども園化への推進に向け、町村の意向に沿った4類型への移行

が円滑に進むよう支援を継続するとともに、町村が運営するこども園及び保育施設から認定こども園に移行する施設の施設整備についても補助対象とするよう国に働きかけること。

- (3) 私立認可保育所の障害児保育への助成制度（障害児保育事業）は、平成30年度から特別児童扶養手当の支給対象児童も含まれ、拡充されたものの、加配保育士にかかる経費と比較すると遠く及んでいないのが現状である。

については、保育所における障害児の受け入れ枠を確保するために、更なる財政支援を講じること。

また、障害児保育の対象とはならないものの、常時支援の必要な児童が増加しており、そのため必要に応じて保育職員を配置している状況にあることから、補助金を交付するなど、財政的支援策の実施を検討すること。

- (4) 県においては保育士人材バンクを開設して保育士不足の解消に努めているが、人材バンクの登録者は都市部に集中しており、郡部を希望する保育士の登録はほとんどない状況にあることから、保育士が不足している自治体への求職者の斡旋状況、求職者が求める条件を自治体に提供するなど、保育士人材バンクとハローワークとが連携を図り、県全体での保育士充足に取り組むこと。

- (5) 市町村では、「子ども・子育て支援法」に基づき、担い手となる職員の資質向上及び人材確保のための研修会を実施する必要があるが、市町村で講師の選定から研修の実施まで行うのは物理的に困難であり、また、規模の小さな事業者等は施設を空けて受講することができない状況である。

については、下記の研修・事業について土日開催を加えて県で実施すること。

- ① 保育の質向上のための研修事業
- ② 新規事業者の確保・就業継続支援事業
- ③ 家庭的保育者等研修事業
- ④ 居宅訪問型保育研修事業
- ⑤ 病児・病後児保育研修事業
- ⑥ 放課後児童支援員等研修事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業
- ⑧ 地域子ども・子育て支援事業の「利用者支援事業」研修

3 ワーク・ライフ・バランスの促進について

少子化の大きな原因は未婚率上昇にあり、フルタイムの場合、結婚・出産のハードルは高くなる。

については、県においてワーク・ライフ・バランスを奨励する制度を創設し、「家族に優しい働き方社会」の実現を通じて人口減少に歯止めをかけ、創造的復興及び地方創生を強力に進めること。

4 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料に係る幼児教育無償化の段階的取り組み等における保育料徴収分の補てんについて

幼児教育無償化が平成31年10月と決定されたところであるが、その減収分の補てん内容について国から具体的内容が示されていない状況であり、公立保育所を設置する自治体の大きな負担となっている。

については、国は自治体に対し、保育料減収分を確実に補てんするとともに、負担割合等の内容について明確に示すよう国に働きかけること。

5 地域子供の未来応援交付金「子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業」の実態調査（いわゆる『貧困状況実態調査』）の県実施について

2012年の子供の貧困率は16.3%と過去最高を更新し、子供の貧困対策は国を挙げて取り組むべき喫緊の課題となっている。

しかし、貧困状況実態調査については未実施の自治体が多数を占めており、実施に踏み切れていないのが現状である。

については、宮城県子どもの貧困対策計画の基本理念である「みやぎの子どもたちが、その生まれ育った環境に左右されず、夢と希望をもって成長していくことができる地域社会を目指す」ため、県が主体となり、県内自治体の貧困状況実態調査を実施すること。

36 学校教育環境等の充実について

全国的な少子化の急進や町村部の過疎化の進行に伴い、児童生徒数は激減しているが、教育現場に支障が生じないよう教育環境の整備を進める必要がある。

特に、震災により甚大な被害を受けた沿岸部町に対しては、公立学校の施設整備に対する支援や、震災後の児童生徒数激減と家庭学習環境の悪化による学力低下に対する支援が必要である。また、学力向上のため、多くの町村で図書館や特別支援に対する指導員等の配置・活用などの推進が求められている。

については、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

1 学級編制弾力化事業の継続及び拡大について

「学級編制弾力化事業」については、教育活動全般において非常に効果的であることから、今後とも継続して実施するとともに、対象範囲を小中学校全学年に拡大すること。また、拡大が困難な場合は、少人数指導の充実を図るため、前年度以上の加配数を実施すること。

2 学校統廃合について

学校統廃合にかかる費用について校舎増築についてのみではなく、統廃合による新築の際の国庫負担限度面積及び国庫負担単価の積み増し、施設整備事業以外の備品等購入やスクールカウンセラーの充実、統廃合後の教職員減に伴う人件費抑制等を見据えた県独自の補助の創設を追加し、町村の財政負担の軽減を図ること。

また、統廃合のための建て替え若しくは大規模改修に対する補助金等及び統廃合に伴い必要となるスクールバス購入等については、沿岸部だけでなく内陸部にも配分できるよう、国に働きかけること。

3 学校図書館及び読書活動の充実について

司書教諭と連携・協力し、読書活動の向上を図るため、町村が独自配置してい

る司書または司書補の資格を有する「学校図書館指導員（学校司書）」を配置する町村が増加し、児童生徒の読書活動、学力向上に繋がる教育環境の整備が進められ、一定の成果を上げているところである。

今後は、ICT機器やスマートフォン等の通信機器の急速な普及により、映像・動画に関心に移る中、図書から得る読み書きの重要性が再認識され、学校図書館指導員の必要性が高まることから、県においてその配置について検討し、市町村が配置した場合は財政負担が軽減されるよう国に働きかけること。

また、県主導で非正規職員が参加できる研修会を開催するなど、継続的な技能向上のための施策を展開すること。

併せて、専任司書教諭の配置に対して特段の措置を講じること。

4 特別支援教育の充実について

特別支援教育を必要とする児童生徒の多様化により、個人の特性に応じたきめ細やかな教育環境を維持し対応していく必要があることから、適切な特別支援の教員を配置すること。また、担当教員の技能向上のため、継続的な研修の実施と内容の充実に努めること。さらに、特別支援教育に対する市町村教育委員会の負担が大きくなっていることから、特別支援コーディネーター等の専門的人材を派遣すること。

併せて特別支援教育に係る補助員が増えていることから、その配置に係る財政支援を講じること。

5 複式学級の学級編成基準の緩和について

県においては、国の複式学級編成基準に加え、12名を超える場合について複式加配の対象とし、県費負担により講師等教員の派遣を行っているところであるが、人数にかかわらず複式解消加配の措置を講じること。

6 宮城県被災児童生徒就学支援事業費補助金の継続について

被災地における義務教育児童生徒へのスクールバス運行については財源の確保が必要になることから、宮城県被災児童生徒就学支援事業費補助金を今後とも継

続して実施するとともに、復興が完了するまで延長するよう国に働きかけること。

7 宮城県立高等学校への学科新設について

(1) 宮城県亘理高等学校への工業科・観光情報科の新設

高等教育への進学機会を拡大し、各産業の今後の成長を促進するためには技術力や生産技術の向上、サービス産業等を支える人材の育成が必要となる。

工業振興と企業誘致、そして地域振興の観点から、地域における地元企業への安定した人材供給を進め、技術者の育成と優秀な人材の地元定着を図るため、宮城県亘理高等学校へ工業科・観光情報科の設置を検討し、農業教育の更なる充実・拡充を図ること。

(2) 宮城県小牛田農林高等学校への看護学科の新設

県内における看護科設置校は高等学校3年と専攻科2年となる5年一貫校の看護科を設置している仙南地域の白石高等学校1校のみであり、仙北地域から進学する生徒がいる状況にあることから、仙北地域で交通の利便性の高い小牛田農林高等学校への看護科の設置について検討すること。

(3) 宮城県涌谷高等学校の福祉系学科新設

少子高齢化が進む中、地域を支える人材の育成・確保の観点から、新たに福祉介護サービス分野を専門的に教育する必要があることから、福祉介護サービスの向上を図るため、宮城県涌谷高等学校への福祉系学科の設置について検討すること。

8 教育環境整備の充実について

(1) 学校の増・改築や危険箇所の改修等、教育環境整備に係る国庫負担事業について、近年、その採択数が激減している。

については、学校統廃合に関わらず、児童生徒の安全確保のための必要な改修工事について、事業を採択し財政措置を講じるよう、国に働きかけること。

(2) 学校におけるICT環境の整備が必須となっている中、校内無線LAN整備に対する国庫補助は既存校舎の改修のみが対象となっており、校舎建替え時は対象となっていないのが現状である。

については、校舎建替え時における校内無線LAN整備についても国庫補助対象とするとともに、校舎改修時における校内LAN整備の国庫補助採択を国に働きかけること。

また、現在ICT環境整備に対しては普通交付税措置の対象となっているが、整備を加速させるためにも新たな国庫補助事業の創設を国に働きかけること。

- (3) 近年大変な猛暑が続く中で、児童生徒の熱中症対策が重要視されており、学校施設への空調設備の設置が喫緊の課題となっている。

については、児童生徒がより良い環境の中で学習ができるよう、空調設備設置への財政支援を国に強く働きかけるとともに、県においても空調設備の設置及び運営費用について、新たな補助制度を構築し、町村への財政支援を行うこと。

37 文化財保護法「特別名勝松島」に係る 区域指定の見直し等について

特別名勝松島については、大正12年に指定された際に「沿海の大字の全部」とされ昭和27年の特別名勝松島の指定範囲もこれをそのまま踏襲している。

しかし、現在の指定区域は、指定区域として取り扱うことに疑問をもつ地域や、既に住宅地となっている等、現状が指定当時と乖離しており、直接景観に支障のない地域までも規制されている。

また、東日本大震災以降、震災以前とは異なる土地利用や景観となった地域も出ており、このことは当然に「相応の事由」に該当するものと考えられ、区域の見直しが必要であると考えられる。

については、過去に指定の一部解除の事例もあることから、文化財保護区域の見直しを行い、景観に支障のない地域を除外する等、地域の実情に即した区域指定を行うこと。